

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 26 日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）
常設露店市場の出店手数料徴収事務
- 2 委 託 先
名 称：大町 3 丁目町内会
住所又は事務所の所在地：大町 3 丁目 3-2 5
- 3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委 託 期 間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和7年5月26日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）
常設露店市場の出店手数料徴収事務
- 2 委 託 先
名 称：直江津三八市場振興会
住所又は事務所の所在地：中央2丁目13-10
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委 託 期 間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和7年5月26日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）
常設露店市場の出店手数料徴収事務
- 2 委 託 先
名 称：大町４丁目町内会
住所又は事務所の所在地：大町４丁目３－３１
- 3 法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年４月１日
- 4 委 託 期 間
令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで